

第19回たつの市民まつり

出店募集要項

(屋台村・たつのとっておきストリート共通)

令和8年7月

たつの市民まつり運営委員会

1 はじめに

たつの市民まつりの来場者が安心して楽しく過ごせるよう、露店及びたつの市の特産品販売、各種団体の活動PRなどの場を提供し、一緒になってイベントを盛り上げていただける出店者を募集します。
出店を希望される場合は、出店募集要項をご確認の上、お申込みください。

(1) 開催概要

名 称	第19回たつの市民まつり
日 時	令和8年11月3日(火・祝)10時～15時30分 ※小雨決行
会 場	たつの市役所及び中川原公園周辺
主 催	たつの市民まつり運営委員会・たつの市

(2) 募集内容

区 分		募集数
屋 台 村	露店	35区画以内 (申込者1人につき2区画まで)
	キッチンカー	5区画以内 (申込者1人につき1台まで)
たつのとっておきストリート		80区画以内 (申込者1人につき2区画まで)

(3) 出店区分

区 分	屋 台 村	たつのとっておきストリート
時 間	10時～15時30分	10時～15時30分
場 所	中川原公園グラウンド内	たつの市役所駐車場内
内 容	露店、キッチンカー	たつの市の地場産品、特産品、生産品の販売、各種団体の活動PRなど
申 込 資 格	たつの市、姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町に住所を有する者	<u>たつのも市内の事業所(店舗)・企業、 たつのも市内に活動拠点を置く団体に限る</u>
区 画	テント1区画分(2間×3間) ^{※1} ／キッチンカー1台分	テント1区画分(2間×3間) ^{※1}
出店負担金	たつのも市内の者1区画 10,000円 たつのも市外の者1区画 20,000円	販売ブース1区画 10,000円 PRブース1区画 ^{※2} 0円 PRブース2区画 ^{※2} 8,000円
備 考	^{※1} :テント1区画にテント1張、机2台、いす4脚が含まれます。 ^{※2} :PRブースは、1区画目無料、2区画目有料となります。	

追 加 備 品 ※有料オプション	机	700円/台	
	いす	300円/脚	
	テーブルクロス	400円/枚	
	電源(コンセント2口)	1,000円/個	※上限1,500w、1区画1個まで

2 必要条件

- (1) 出店募集要項を厳守するとともに、公序良俗を守り、道路交通法・消防法・食品衛生法等の法令を遵守すること
- (2) 代表者及び営業補助者が、たつの市、姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町に住所を有すること
- (3) 兵庫県暴力団排除条例及びたつの市暴力団の排除に関する条例を遵守し、同条例に基づき主催者が行う事務手続に協力すること
- (4) 代表者及び営業補助者又は自社並びに自社の役員及び関係者等が、次の事項のいずれにも該当しないこと
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員
 - 同一生計者に暴力団員がいる者
 - 暴力団員が経営等に関与している者
 - 暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的に暴力団の維持運営に協力、若しくは関与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 出店に関する金銭の要求を受けた場合はこれに応じず、速やかに警察に届け出ること

3 申込方法

提出書類をたつの市民まつり運営委員会事務局(たつの市役所本館3階たつの市観光振興課内)へ持参してください。

※電話・郵送・FAX・メールでの申込みはできません。

4 提出書類

共通	①	出店申込書(様式第1号) ※本人確認書類の写し貼付
	②	誓約書・営業補助者登録名簿(様式第2号) ※本人確認書類の写し貼付
食品の調理・提供が伴うとき	③	露店営業許可証又は営業届出書の写し
		臨時出店の場合、調理工程並びに区画内のレイアウト図(様式第3号)

5 留意事項

- (1) 店舗名は、チラシ等に掲載しますので、正式名称を記入してください。
- (2) 代表者及び営業補助者は、他店舗との兼務はできません。
- (3) 申込受付後の出店区分、区画数、追加備品の変更はできません。
- (4) 提出書類に虚偽があったときなど不正な行為があった場合は出店できません。また、決定後に発覚した場合は、出店許可を取り消します。

6 出店までのスケジュール

① 申込資格の確認・保健所への確認

※食品の調理、提供を行う場合は、たつの市内で営業可能な露店の営業許可又は営業届出が必要です。
※臨時的に行う場合は、臨時出店の届出が必要です。また、臨時出店の場合、施設・設備の要件や取扱食品に制限があります。

不明な点は、事前に保健所へ相談してください。

<たつの市を管轄する保健所>

兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所(TEL 0791-63-5145)



② 申込受付

令和8年7月21日(火)～8月25日(火) ※先着順、定数になり次第、締め切ります。

※受付時間 8時30分～17時(土日・祝日は除く)



③ 出店可否の通知

令和8年9月15日(火)に発送予定



④ 販売品目・営業補助者の変更受付

令和8年9月25日(金)まで

※受付時間 8時30分～17時(土日・祝日は除く)

※提出いただいた書類に自身で書き込んで、修正してください。

※出店区分、区画数、追加機材の変更はできません。



⑤ 出店負担金のお支払い(口座振込)

令和8年10月2日(金)まで

※振込手数料は、ご負担ください。

※出店負担金は、キャンセルされた場合や中止となった場合においても返金しません。

※期日までに入金が確認できない場合、出店できません。



⑥ 出店許可証等の送付

令和8年10月15日(木)に発送予定



⑦ 出店

令和8年11月3日(火・祝)

● 準備 7時～9時(8時45分までに車両を所定の位置に駐車してください。)

● 営業 10時～15時30分

● 片付け 15時30分から(車両乗入は15時45分から)

※時間は変更する場合があります。

7 販売品目・展示内容

販売ブース・キッチンカー	販売品目を具体的に記入してください。 (悪い例:揚げ物 → 良い例:フライドポテト、からあげ) ※衛生管理を徹底するため、取扱食品は原則3品目までにしてください。 ※販売価格は、通常価格を考慮し、購入しやすい価格に設定してください。
P R ブ ー ス	展示内容、展示方法を記入してください。 ※販売が伴うものは不可

8 注意事項

- (1) 出店位置は主催者が決定します。
- (2) 資機材や商品等は、区画内に収めてください。
- (3) 会場周辺では交通規制が行われます。
- (4) 出店エリアへの乗入車両は、原則として1区画につき1台です。
- (5) 出店募集要項又は法令等に違反する行為が見受けられたとき、主催者又は関係機関から指導を行う場合があります。指導に従わないときは、即時閉店の措置をとり、いかなる異議も受け付けません。
- (6) 喫煙マナーを守り、来場者や周囲の人に配慮してください。
- (7) 運営の都合上、レイアウト、出店位置などの変更をお願いすることがあります。

9 個人情報等の取扱い

- (1) 個人情報については、主催者が出店管理するため使用するほか、暴力団関係者でないことを確認するため警察署に提出します。
- (2) 飲食物を販売する場合、記載内容について保健所に確認する場合があります。

10 出店者の責任及び補償

- (1) 責任をもって対応できる従事者を常時配置し、出店者としてふさわしい服装、マナーで接してください。
- (2) 来場者や周囲の人からの苦情、事故等については、自らの責任と費用をもって対応してください。
- (3) 商品、資材等の盗難、紛失、損失、損害等の事故又は営業に関する補償について、主催者は一切の責任を負いません。

11 衛生及び原状回復

- (1) 飲食物を取り扱う場合は、食品管理及び衛生管理を徹底してください。
- (2) ゴミは必ず持ち帰り、清掃を行ってください。
- (3) 会場内やその周辺にゴミ、油、残飯などを廃棄しないでください。
- (4) 施設に損害を与えた場合は、原状回復又は弁償していただきます。

12 禁止事項

- (1) 法令・公序良俗に反する行為、商品の販売
- (2) 出店権利の売買・譲渡・交換、出店者間での出店位置の変更
- (3) 指定区画以外での販売、展示
- (4) 発電機、ガソリン等燃料の持込み

13 火気等の使用にあたって

- (1) 必ず消火器を用意してください。
- (2) プロパンガスボンベを使用する場合、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう適切に固定の上、火気から2m以上離してください。
- (3) カセットボンベ式コンロを使用する場合、コンロより大きな鉄板や鍋などの使用や2台以上並べて使用の際、ガスボンベが高温となり、内圧の上昇から爆発火災になる危険性があります。取扱説明書を確認して適正に取り扱ってください。
- (4) 使用する機器は、防火防災材を使用してください。
- (5) 電源は、追加備品で申し込まれた区画に、コンセント2口(上限1,500w)を用意します。容量オーバーによる停電は多大な迷惑と損害を与えるため、電源使用の際は、十分注意してください。
- (6) 消毒用アルコールは、アルコール濃度が高く、常温で可燃性の蒸気が多く発生するため、火気に近づけると引火する危険性があります。取扱いに十分注意してください。

14 申込・問い合わせ先

〒679-4192 たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市民まつり運営委員会事務局(たつの市観光振興課内)
TEL 0791-64-3156 / FAX 0791-63-3784
E-MAIL kankoshinko@city.tatsuno.lg.jp